

令和 2 年度

事業計画書

社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会

基本方針

今年度は第 3 次豊能町地域福祉計画・第 3 次豊能町地域福祉活動計画の終期を迎えることから、新たに令和 3 年度を始期とする第 4 次豊能町地域福祉計画・第 4 次豊能町地域福祉活動計画を豊能町と協働して策定します。

昨年度より本格実施した「かぎ預かり事業（緊急時安否確認事業）」については、民生委員児童委員協議会・地区福祉委員会等の地域の協力者と町内の協力施設（のせの里、祥雲館）が協働して実施しており、今後も事業の強化に努めます。

「地域での連携した見守り支援の推進に向けた協働アピール」は、大阪府民生委員児童委員協議会連合会と大阪府市町村社会福祉協議会連合会が「情報共有をすすめ、住民のつながりをはじめとする地域全体の見守り支援に取り組む」ことを目的に、平成 30 年（2018 年）4 月 18 日に締結したもので、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、社会福祉協議会等で構成する「協働アピール推進会議」を設置しており、継続して情報共有ができる場づくりを進め地域での連携した見守り支援に取り組みます。

大規模災害が発生した場合等に立ち上げる必要のある災害ボランティアセンターについては、有事を想定し発災後、速やかな行動がとれるように設置訓練を行います。また平時からの備えとして、災害ボランティア（個人・団体）の事前登録を開始するとともに、登録者等に研修や訓練を実施し災害に備えます。

認知症高齢者等が行方不明になった際の社会福祉協議会一斉メールシステムについては、よりきめ細かな検索ができるように継続して模擬訓練や研修を実施し習熟を図り、システムの信頼性の向上を図るとともに、豊能町認知症 SOS ネットワークシステムの補完の強化を図ります。

昨年度に引き続き、地域での困りごとの相談窓口として CSW（コミュニティーソーシャルワーカー）の配置業務や地域の資源開発や関係者・関係機関とのネットワークの充実やニーズとサービスのマッチング等を担う生活支援コーディネーター業務を継続し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう関係機関と連携して取り組みます。

また、町立老人福祉センター（永寿荘、豊寿荘）の施設管理業務を引き続き受託し、土曜日の活用など高齢者が気軽に集える場所になるよう努めます。

介護保険及び障がい者関連事業については、引き続き質の高い介護サービスの提供に努めます。公的制度だけでは対応しきれない高齢者、障がい者の生活問題を地域でどのように支え解決していくのかを総合的に考えます。さらに現在実施している諸事業及び関係機関との連携の強化に努めます。また、福祉サービスを提供する社会福祉法人としての意識を高めるため、人権に関わる研修や個人情報保護、プライバシーに関する研修などにも積極的に参加します。

法人の運営面では、選ばれる事業者となるように積極的なPRを行い、安定した運営に努めます。また直接介護にたずさわる職員については、定期的な研修を行い資質の向上に取り組みます。

住民の皆様にとって、身近でなくてはならない社協となるよう地域福祉活動を推進していくことはもちろん、福祉サービスの提供は柔軟な対応に努めるとともに、気軽に安心して利用されるように努めます。

以上の基本方針に基づき次のとおり事業内容を定め、地域福祉の向上に努めます。

重点事業

1. 地域福祉活動の充実

今年度、第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画を豊能町と協働して策定いたします。地区福祉委員会の活動エリアを活動圏域として地域の福祉課題の支援や解決に向けて懇談会を行い、地区別アクションプランについても策定いたします。引き続き要支援者が社会的に孤立しないよう、交流の場（ふれあい会食・いきいきサロン・ふれあいカフェ・世代間交流）については、地区福祉委員会を主体に継続的に推進します。

また「地域での連携した見守り支援の推進に向けた協働アピール」については、「協働アピール推進会議」を情報共有ができる場として議論を深め、地域の実情に合わせた見守り支援に取り組み、推進します。

本年度、希望ヶ丘地区福祉委員会が発足20年となります。今後もきめ細やかな地域福祉活動が展開できるよう各地区福祉委員会との連携をより密にし、地域福祉活動を進めます。

社会福祉協議会と地区福祉委員会の共催事業も実施し、地域のニーズ把握に努めます。地域の実情に沿った地域福祉活動がさらに広がるよう関係団体との連携強化を図ります。

2. かぎ預かり事業（緊急時安否確認事業）

ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせるように、民生委員児童委員協議会・地区福祉委員会等の地域の協力者と町内の協力施設（のせの里、祥雲館）が協働して、社会福祉協議会と本人との契約に基づき自宅の鍵を協力施設で預かり、様子がおかしいと思われる時には預かった鍵により協力員が家屋内に入り安否確認を行う事業で継続して実施します。

3. 関係機関・団体との連携による事業

<コミュニティソーシャルワーカー>

地域福祉の推進には関係機関との連携が必要不可欠であることから、コミュニティソーシャルワーカーの機能を発揮し、民生委員児童委員協議会をはじめとする福祉関係団体、福祉施設、事業所、専門機関、行政などと連携し、ネットワーク体制の強化に取り組みます。

<生活支援コーディネーター>

地域の様々な機関や団体と連携・協力し、高齢者の生活支援サービスの開発、担い手の養成等に取り組むとともに、生活支援サービス提供者の定期的な情報共有及び連携強化の場である協議体で総合事業の具体的なサービス内容について検討を進めます。また地域におけるつどいの場づくりについても推進します。

4. 要援護者支援

行政・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会で組織している三者連絡会は、関係機関の情報共有の場として重要と考えられることから継続実施します。

認知症高齢者等を地域で支える体制については、「認知症高齢者等SOSネットワーク事業」を中心に、地域包括支援センターと協働し模擬訓練等を実施します。また、緊急時の連絡体制をより強化するため、「社会福祉協議会一斉メールシステム」の充実に努め、迅速な対応を目指します。

5. ボランティアの育成及び活動の充実

地域のニーズに応えられるようグループへの活動支援、新たなグループ及び個人ボランティアの養成を行い、ボランティアが主体となった事業に取り組みます。また、ボランティア活動への関心を持ってもらえるよう様々な講習会を企画し、地域住民の福祉活動への参加を促進します。小・中学校では福祉体験学習を通してボランティア活動を身近に感じてもらい、次世代の担い手の育成にも努めます。

新たに災害ボランティアの事前登録を開始し、平常時に研修や訓練への参加を促すことで災害が起きた際、迅速な行動ができるように努めます。

6. 在宅福祉サービス事業の実施

ひとり暮らし高齢者の情報交換の場として、地区福祉委員会と連携しニーズ把握、交流懇談等を実施します。また、当事者間でできる地域での見守りや声かけ体制の充実も図ります。昼間独居の方も含めた高齢者への電話訪問事業では、各種福祉サービスについての情報提供を行います。

7. 当事者組織の育成・支援

介護者（家族）の会、ひとり暮らし高齢者の会については、地区福祉委員会との連携を深め、メンバーが固定しないよう広報紙を通じ加入促進のPRに努めます。会員相互の交流を図るとともに、当事者組織の必要性や重要性を地域住民に理解されるよう啓発事業を実施します。

8. 広報・啓発活動の充実

広報紙「こんにちは！とよの社協です。」を隔月で発行し、社会福祉協議会の諸事業や地域福祉活動を紹介します。福祉啓発と情報の提供に努めながら、広報委員とともに地域住民が主体となった親しみの持てる紙面づくりに取り組みます。ホームページについては、地区福祉委員会、生活支援団体など地域福祉を担う団体の情報についても積極的に発信します。

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡会と吉川中学校区地域教育協議会の四者共催で行う「ふれあいのつどい」は、地区福祉委員会、ボランティアグループなど各種団体の協力のもと、地域住民の交流の場、地域福祉と地域教育への関心や理解を深めることを目的に取り組みます。

9. 財政基盤の強化

財政基盤の安定を図るため、介護保険及び障がい者関連事業については、選ばれる事業者となるよう更なる努力をします。地域福祉活動の財源となる社協会員会費は社会福祉協議会の役割、地域福祉の必要性や推進体制、事業内容などその用途について、住民の皆様に理解されるよう地区福祉委員会の協力のもと、積極的な啓発活動と会員の拡大に努めます。

事業内容

1. 地域福祉活動の推進

- 1) 小地域ネットワーク活動の推進
- 2) 地区福祉委員会代表者会の運営
- 3) 地区福祉委員会活動への支援
- 4) 地区福祉委員会との共催事業の実施
高齢者・障がい者等の交流事業、子育て支援事業、ひとり暮らし高齢者交流懇談
- 5) 社会福祉協議会一斉メールシステムの運用・訓練

2. 在宅福祉サービス事業

- 1) 福祉関連相談・訪問
- 2) 要支援高齢者対策
ひとり暮らし高齢者の社会参加事業
ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への電話訪問事業
- 3) 車イス貸出事業
- 4) 福祉車両等貸出事業
(車イス同乗タイプ、助手席回転スライドシートタイプ)
- 5) かぎ預かり事業 (緊急時安否確認事業)

3. ボランティアセンター運営事業
 - 1) ボランティア養成講座の開催（手話・朗読講習会他）
 - 2) ボランティア活動の需給調整
 - 3) ボランティア研修事業
 - 4) ボランティア啓発事業
 - 5) ボランティア連絡会運営支援
 - 6) ボランティアグループの育成及び活動支援
 - 7) 調査活動
 - 8) ボランティア保険の受付
 - 9) 災害ボランティアの事前登録

4. 地域支援事業
 - 1) 町との連携による関係機関の協議体の運営
 - 2) 生活支援、介護予防サービスの担い手の養成、発掘

5. 介護保険事業
 - 1) 居宅介護支援事業、介護予防ケアマネジメント
 - 2) 訪問介護事業、訪問型サービス

6. 障がい福祉サービス事業
 - 1) 居宅介護事業
 - 2) 同行援護事業
 - 3) 移動支援事業

7. 社協会員会費
住民会員会費、一般賛助会員会費（町外）、特別賛助会員会費（団体）

8. 組織運営強化
委員会運営（広報委員会 隔月に開催）

9. 日常生活自立支援事業

10. 苦情解決事業

11. 当事者組織運営支援
 - 1) 介護者（家族）の会運営支援
 - 2) ひとり暮らし高齢者の会（あかね）運営支援

1 2. 福祉教育の推進

小中学校での福祉体験学習の実施

1 3. 地域啓発事業

- 1) 「ふれあいのつどい」の開催
- 2) 広報紙「こんにちは！とよの社協です。」の定期発行（年6回）
- 3) ホームページによる啓発活動
- 4) 各事業別しおりの発行
- 5) 福祉関連講演会等の実施

1 4. 社会福祉施設連絡会

1 5. 献血推進事業

1 6. 募金活動

- 1) 共同募金
- 2) 歳末たすけあい募金

1 7. 歳末たすけあい事業

- 1) 生活支援サービス事業（掃除サービス等）
- 2) 要支援高齢者及び心身障がい者等のふれあい事業
- 3) 貸出用車イス等保守点検

1 8. 生活福祉資金貸付

1 9. 町葬儀

2 0. 老人福祉センター（永寿荘・豊寿荘）施設管理事業

2 1. 各福祉関係団体への協力及びその他、必要と認める事業